

坂戸市国土強靱化地域計画 (素案)

令和3年12月

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の策定趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の構成	3
4. 計画期間	3
5. 計画策定の進め方	3

第2章 強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標	4
2. 事前に備えるべき目標	4
3. 想定される災害	4

第3章 脆弱性評価と推進方針

1. 脆弱性評価とは	5
2. 脆弱性評価と推進方針検討	5
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	6
4. 施策分野の設定	7
5. リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	8
6. 分野別の対応方策	29

第4章 計画の推進と進捗管理

1. 推進体制	36
2. 計画の進捗管理	36

第1章 計画の概要

1. 計画の策定趣旨

国は東日本大震災の教訓を踏まえて、平時から大規模自然災害に備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

これを受け、埼玉県では、平成29年3月に地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として「埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定した。

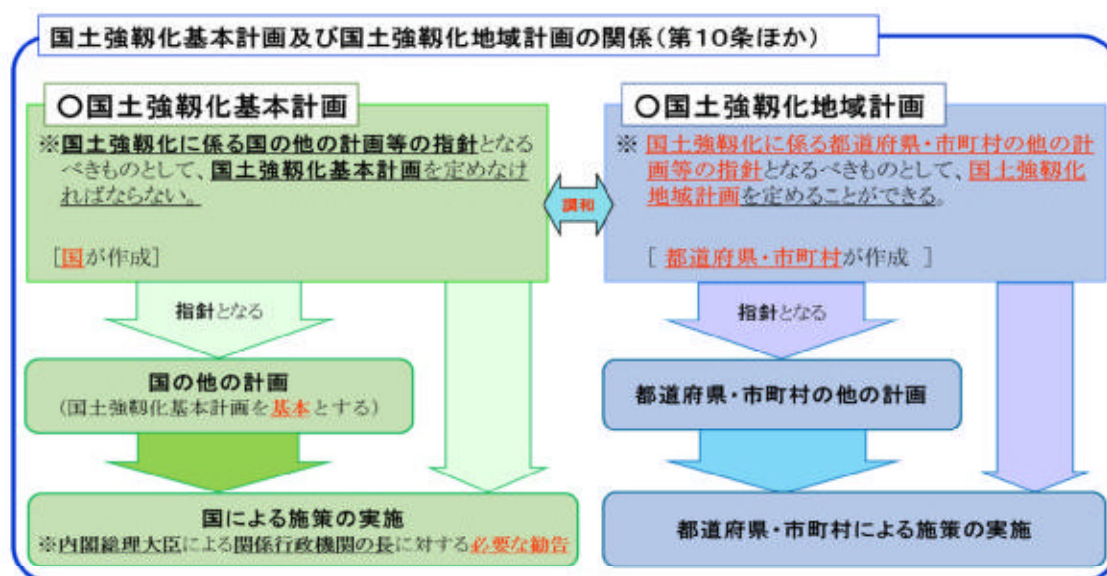
本市においても、過去の災害を教訓に、大規模自然災害が発生しても市民の生命・生活を最大限に守る「強さ」と、被害を最小化することで迅速な復旧・復興を可能にする「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、基本計画及び県地域計画との調和を図った「坂戸市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

2. 計画の位置付け

（1）国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定したもので、「坂戸市総合振興計画」との整合・調和を図りながら、本市の地域防災計画をはじめとする、様々な分野の計画等の指針とする。

また、本計画は基本法第14条により基本計画との調和を保つとともに、県地域計画と相互に調和を保つものとする。



●基本法第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

●基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

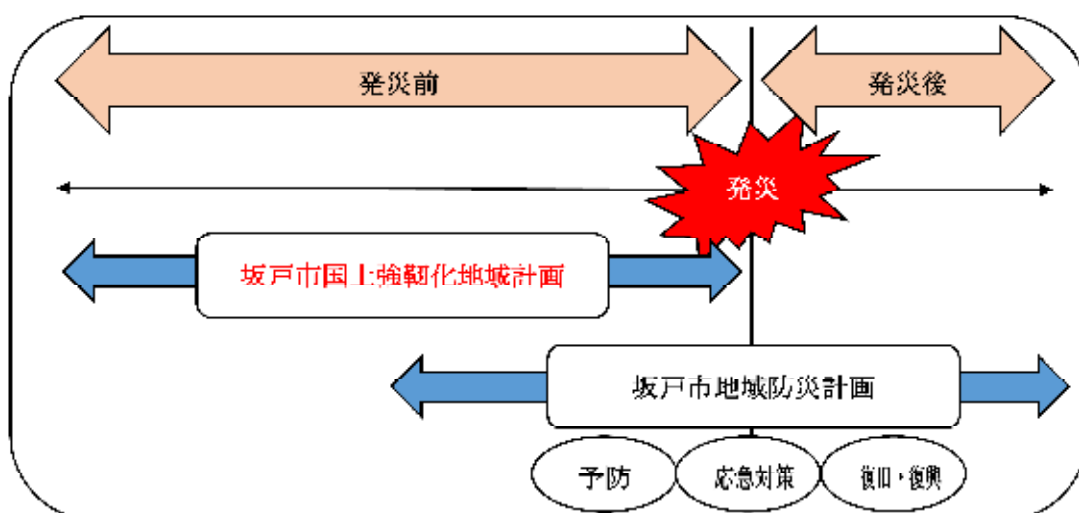
（２）坂戸市地域防災計画との関係

本市における防災への取組について定めた「坂戸市地域防災計画」は、災害の種類ごとに災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

一方、本計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画となる。

両計画はどちらも災害発生というリスクに対する計画であり、それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全ての段階において備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進する。

【地域防災計画との関係】



3. 計画の構成

本計画では、強靱化の基本的な考え方、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定とそれに対する脆弱性評価及び推進方針を示す。また、脆弱性評価の結果、取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の「坂戸市国土強靱化地域計画（資料編）」に記載する。なお、「坂戸市国土強靱化地域計画（資料編）」は、必要に応じ見直しを行う。

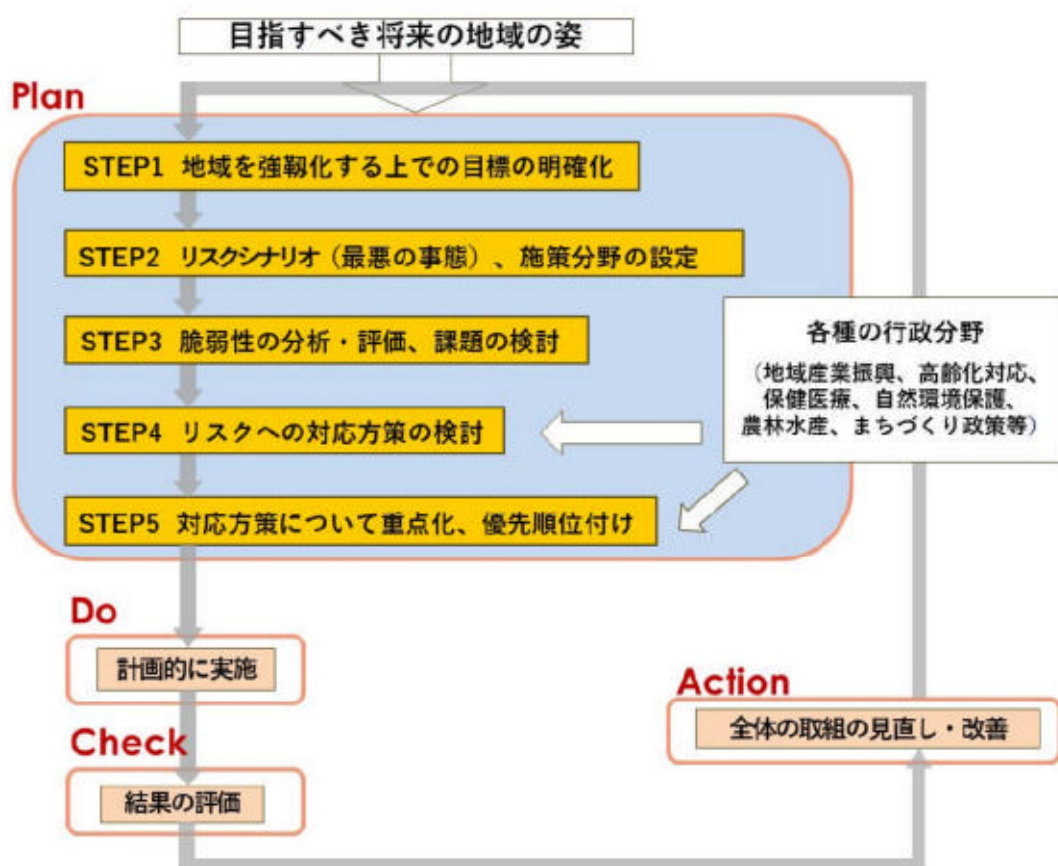
4. 計画期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和9年度（2027年度）と定め、以降は市の総合計画と連動させ、5年ごとに見直しを行う。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

5. 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行う。



第2章 強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するために、次の4つの「基本目標」を設定する。

- ① 市民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧復興に対応した備えをすること

2. 事前に備えるべき目標

県地域計画を踏まえ、基本目標を実現するため、より具体的な目標として、次の9つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

事前に備えるべき目標	
1	被害の発生抑制により人命を保護する
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
4	必要不可欠な行政機能を確保する
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
6	「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する
7	二次災害を発生させない
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
9	首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

3. 想定される災害

本計画では、本市における過去の災害、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とするため、以下の災害を想定する。

- ① 地震（深谷断層帯・綾瀬川断層における地震） ※最大震度7
- ② 水害（越辺川又は高麗川の堤防決壊）及び雷、竜巻等の気象災害
- ③ その他市内に甚大な被害を及ぼす可能性のある災害

第3章 脆弱性評価と推進方針

1. 脆弱性評価とは

「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、起きてはならない最悪の事態として「リスクシナリオ」を設定する。そして、想定する自然災害が発生した場合に、設定したリスクシナリオに陥る可能性があるかどうかを分析・評価する。このことを、国土強靱化地域計画において「脆弱性評価」とする。

そして、脆弱性があるリスクシナリオについては、それらを回避・軽減するための推進方針を整理する。ただし、財源の確保等の理由により、すべての事業をただちに実施することは困難であるため、推進方針に基づき実施する事業は「坂戸市国土強靱化地域計画（資料編）」に記載する。

2. 脆弱性評価と対応方策検討

脆弱性評価は以下の手順により行い、検討した脆弱性への対応方策を定めるものとする。

- ① 想定するリスク（自然災害）の設定
- ② リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定
- ③ リスクシナリオごとの脆弱性評価及び対応方策の設定

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本市においては、国の４５のリスクシナリオ及び県地域計画の３７のリスクシナリオと整合性を図りつつ、以下のとおり２６のリスクシナリオを設定し、リスクシナリオごとに脆弱性評価及び対応方策の整理を行う。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1 1-1)	地震等に起因する火災や建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		2 1-2)	異常気象（浸水・竜巻等）や土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		3 1-3)	交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		4 1-4)	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	5 2-1)	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		6 2-2)	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		7 2-3)	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	8 3-1)	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
		9 3-2)	情報通信が輻輳・途絶したり、情報の正確性が低下する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	10 4-1)	被災等により、治安が悪化する事態
		11 4-2)	行政機能が低下する中で応急対応行政需要に適切に対応できない事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	12 5-1)	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		13 5-2)	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		14 5-3)	上下水道機能の停止が長期化する事態
		15 5-4)	ライフラインの停止や感染症等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する	16 6-1)	農業・産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態
7	二次災害を発生させない	17 7-1)	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		18 7-2)	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		19 7-3)	危険物・有害物質等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	20 8-1)	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		21 8-2)	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		22 8-3)	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		23 8-4)	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		24 8-5)	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		25 8-6)	貴重な文化財や環境的資産、地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退や損失が発生する事態
9	首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	26 9-1)	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

4. 施策分野の設定

施策分野を以下のとおり設定し、脆弱性評価の結果に基づき、施策分野別に対応方策を整理する。

施策分野			内容
個別的 施策分野	1	行政機能	行政機能を停止させないための体制及び施設の強化
	2	住宅・都市	災害に強い都市整備、建築物の耐震化促進
	3	保健医療	災害医療体制の整備、感染症対策の推進
	4	福祉	福祉施設の耐災害性強化、福祉関係者の災害対応能力の向上
	5	環境・エネルギー	災害廃棄物対策、エネルギーの創出、省エネルギー化の推進
	6	情報通信	情報伝達・収集手段の充実強化
	7	産業・農業	事業者が取り組む防災・減災対策への支援強化、農業に係る生産基盤の確保
	8	道路交通	道路及び交通施設(公共交通含む)等の対災害性強化
	9	市域保全	災害等からの市域保全
	10	ライフライン	電気、ガス、水道等の生活の維持に必要なものの維持
	11	教育	教育施設の対災害性強化、教職員及び児童生徒の災害対応能力の向上
横断的 施策分野	12	地域コミュニティ	地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、文化財の保存対策
	13	老朽化対策	インフラの老朽化・長寿命化対策

5. リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果は以下のとおりである。

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

リスクシナリオ 1-1

地震等に起因する火災や建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

分類	建築物等の耐震化の推進
脆弱性評価	地震による建築物の損壊を軽減するため、耐震化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、防災上重要な建築物の耐震性の強化推進を図る必要がある。さらに、地震の被害を抑制するため、公共施設や社会福祉施設等、多数の方が利用する建築物、旧耐震基準で建てられた既存建築物、ブロック塀等の耐震化を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○既存建築物の耐震改修の促進 坂戸市建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震化を促進する。 ○既存住宅の耐震化 住宅の耐震診断及び耐震改修補助の実施により耐震化を促進する。 ○倒壊危険物対策の推進 ブロック塀等の安全対策について、相談窓口の設置等により所有者への働きかけを行う。 ○応急危険度判定体制の整備・維持 余震等による建築物の倒壊等に起因する二次的被害を防止するため、応急危険度判定体制の整備・維持を行う。

分類	消防体制の強化
脆弱性評価	災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○消防力の強化 消防の人員、施設等については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)と消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)を基に、本市の都市整備状況や人口構造の変化等の実情を考慮し、総合的な消防力の強化を図る。 ○消防庁舎等施設の整備 施設の長寿命化計画に基づき、施設の強化及び劣化に対する計画的な改修を行うとともに、災害時に負傷者及び要配慮者等の一時的な受け入れをするため、バリアフリー化の推進に努める。また、建替え及び移転を要する場合には、当該地域の災害危険性を考慮のうえ、整備を行う。 ○自家用発電設備の整備 災害対策活動拠点に連続稼働時間が72時間以上の自家用発電設備を設置し、防災施設の確保に努める。 ○消防車両等の更新整備 多様化する災害に備え、消防車両及び資機材の整備を計画的に行う。 ○消防水利の確保 災害発生時の即応体制及び被害の軽減を図るため、耐震性貯水槽の整備を推進する。 ○消防通信施設の整備 指令業務の効率化を図るため、消防指令センターを共同運用する。 ○消防団の強化 地域防災力の中核となる消防団について、装備品及び施設等の整備、訓練及び研修等の実施、消防団員の入団促進等を行い、消防団の強化を図る。 ○広域応援体制の充実強化 消防相互応援協定に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制の充実強化を図る。

分類	業務継続に必要な体制の強化
脆弱性評価	災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な訓練や研修を実施するとともに、職員行動・業務継続計画を適宜見直す必要がある。
▼	
対応方策	○職員を対象とした訓練及び研修等の実施 職員の災害対応能力を向上させるため、防災に関する研修や実動的な訓練等の実施を行う。 ○職員行動・業務継続計画の更新 職員行動・業務継続計画を実態に即した実効的な計画とするため、適宜見直しを行う。

分類	避難行動の支援
脆弱性評価	災害時に自力で避難することが困難な市民の安全を確保するため、避難・誘導体制の強化を促進する必要がある。
▼	
対応方策	○避難行動要支援者等への対応 高齢者や障害者等が安全に避難できるよう、避難行動要支援者の把握等に努めるとともに、避難行動要支援者に係るシステムの管理を行い、避難・誘導体制を強化する。 ○学校の災害対応力の向上 児童及び生徒の安全を確保するため、危機管理マニュアルを整備するとともに、訓練及び防災教育等の充実を図り、教職員の危機管理能力や児童及び生徒の災害対応力の向上に努める。

分類	都市整備の推進
脆弱性評価	地震による家屋の倒壊や火災による大規模延焼を防止するため、適切な市街地整備の推進や空き家管理の促進等を行う必要がある。
▼	
対応方策	○大規模盛土造成地に関する対策 大規模盛土造成地の調査を行うとともに、必要に応じ滑動崩落防止工事を行う。 ○防火地域及び準防火地域の指定 坂戸市の指定基本方針に基づき、防火地域及び準防火地域の指定を行う。 ○市街地整備の推進 土地区画整理事業により秩序ある宅地造成等を推進し、災害に強いまちづくりを行う。 ○公園等の整備 公園等は災害時の避難場所としての利用を想定していることから、災害時に安全に利用できるよう、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災機能の向上を図る。 ○道路ネットワークの整備及びルートの多重化 災害時における避難路や輸送路を見据えた道路整備を行うとともに、道路が寸断された場合を想定し、道路啓開体制の強化や多重的な道路網の整備等を図る。 ○道路施設の安全性向上 古い基準で建設された橋梁の耐震補強を行うとともに、経年劣化した道路の計画的な修繕や更新を行う。 ○空き家対策の促進 管理不全な空き家等が適正に管理されるよう、所有者等に対し助言、指導等を行うとともに、老朽空き家に対する除却費用の補助を行う。また、空き家バンク事業の実施や多世代同居を推進し、空き家の発生を抑制する。

分類	防災に関する啓発活動の推進
脆弱性評価	自助・共助による地域防災力を強化するため、市民の防災意識の向上、防災に関する知識の習得等を促進する必要がある。
▼	
対応方策	○自助・共助の促進 各家庭における家具の固定や備蓄、自主防災活動の活性化を図るほか、防災マップやマイ・タイムライン等の普及を図る。また、自主防災組織が行う活動に対して支援を行う。

分類	遺体の取扱体制の強化
脆弱性評価	災害により大量の遺体が発生し、埋火葬の対応が困難となり、地域の衛生状態が悪化することを防止するため、火葬炉の維持管理や一時収容施設の確保を図る必要がある。
▼	
対応方策	○火葬炉の維持管理 広域静苑組合の火葬炉について災害発生時にも適切に火葬が行えるよう維持管理を行う。 ○遺体の一時収容場所等の確保 葬祭業者等との協定により、遺体の一時収容場所及び収容に必要な資機材等を確保する。

リスクシナリオ 1-2

異常気象(浸水・竜巻等)や土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

分類	消防体制の強化
脆弱性評価	災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○消防力の強化 1-1再掲 ○消防庁舎等施設の整備 1-1再掲 ○自家用発電設備の整備 1-1再掲 ○消防施設・消防車両の更新整備 1-1再掲 ○消防水利の確保 1-1再掲 ○消防通信施設の整備 1-1再掲 ○消防団の強化 1-1再掲 ○広域応援体制の充実強化 1-1再掲

分類	避難行動の支援
脆弱性評価	災害時に自力で避難することが困難な市民の安全を確保するため、避難・誘導体制の強化を促進する必要がある。
▼	
対応方策	○避難確保計画の策定及び訓練の実施 浸水想定区域にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定や訓練を支援する。 ○避難行動要支援者等への対応 1－1再掲 ○学校の災害対応力の向上 1－1再掲

分類	防災に関する啓発活動の推進
脆弱性評価	自助・共助による地域防災力を強化するため、市民の防災意識の向上、防災に関する知識の習得等を促進する必要がある。
▼	
対応方策	○自助・共助の促進 1－1再掲

分類	市民への情報伝達手段の確保
脆弱性評価	災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多様な媒体による情報伝達手段を確保する必要がある。
▼	
対応方策	○市民等への情報伝達体制の強化 同報系防災行政無線のほか、防災アプリ、さかろんメール、ホームページ等、多様な媒体による伝達体制を確立し、設備やシステムの機能確保を図る。なお、ホームページについては、災害時に継続して情報発信できるようクラウドサービス利用型を採用しているほか、アクセスが集中した場合にはアクセス負荷の少ない大規模災害ページに切り替えて運用する。

分類	治水・土砂災害対策の推進
脆弱性評価	ハード面について、浸水等による被害を抑制するため、市内の河川及び排水施設等の整備を推進するとともに、下水道施設についても機能維持に係る整備を図る必要がある。また、浸水被害を軽減する排水ポンプ車、水のう等を適切に運用する必要がある。 ソフト面については、水害ハザードマップの啓発を図るとともに、安全な避難体制の確保を図る必要がある。
▼	
対応方策	○河川整備の推進(国・県管理河川) 市内には国管理河川の越辺川及び高麗川、県管理河川の葛川及び飯盛川が流れており、河川及び排水施設等の維持及び整備を進めている。引き続き関係機関の協力を得て、総合的な治水対策の推進を図る。 ○河川整備の推進(市管理河川) 谷治川流域における浸水被害を防止するため、河川改修を行う。 ○下水道施設の機能維持及び強化 大谷川雨水ポンプ場のポンプ能力の強化を図るとともに、災害時においても適切に機能を発揮できるよう、耐水化及びストックマネジメント事業による老朽化対策を行う。また、雨水排除能力を確保するため、雨水幹線の整備、内水施設の整備を推進するとともに、下水道施設については各計画に基づき、ストックマネジメント事業による老朽化対策のほか、耐震化と耐水化を実施する。 ○土砂災害対策の推進 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域周辺の住民に対し啓発を行うとともに、災害時に適切に連絡が取れるよう、連絡体制を整備する。

分類	遺体の取扱体制の強化
脆弱性評価	災害により大量の遺体が発生し、埋火葬の対応が困難となり、地域の衛生状態が悪化することを防止するため、火葬炉の維持管理や一時収容施設の確保を図る必要がある。
▼	
対応方策	○火葬炉の維持管理 1－1再掲 ○遺体の一時収容場所等の確保 1－1再掲

リスクシナリオ 1-3

交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

分類	消防体制の強化
脆弱性評価	災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○消防力の強化 1-1再掲 ○消防庁舎等施設の整備 1-1再掲 ○自家用発電設備の整備 1-1再掲 ○消防施設・消防車両の更新整備 1-1再掲 ○消防水利の確保 1-1再掲 ○消防通信施設の整備 1-1再掲 ○消防団の強化 1-1再掲 ○広域応援体制の充実強化 1-1再掲

分類	交通事業者との連携強化
脆弱性評価	旅客及び物資の輸送が停滞しないよう、交通事業者に対し事前対策の徹底及び発災後の早期復旧について働きかける必要がある。
▼	
対応方策	○交通事業者への働きかけ 交通事業者と平時から連携を図り、施設の耐震化等の事前対策の徹底や発災後の早期復旧について働きかける。

リスクシナリオ 1-4

災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

分類	消防体制の強化
脆弱性評価	災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○消防力の強化 1-1再掲 ○消防庁舎等施設の整備 1-1再掲 ○自家用発電設備の整備 1-1再掲 ○消防施設・消防車両の更新整備 1-1再掲 ○消防水利の確保 1-1再掲 ○消防通信施設の整備 1-1再掲 ○消防団の強化 1-1再掲 ○広域応援体制の充実強化 1-1再掲

分類	業務継続に必要な体制の強化
脆弱性評価	災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な訓練や研修を実施するとともに、職員行動・業務継続計画を適宜見直す必要がある。
▼	
対応方策	○職員を対象とした訓練及び研修等の実施 1-1再掲 ○職員行動・業務継続計画の更新 1-1再掲

分類	都市整備の推進
脆弱性評価	地震等により道路が通行不能となり、現場へのルートがなくなることにより対応が遅れることを防止するため、多重的な道路ネットワークの整備等を行う必要がある。
▼	
対応方策	○道路ネットワークの整備及びルートの多重化 1-1再掲 ○道路施設の安全性向上 1-1再掲

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

リスクシナリオ 2-1

救助・搜索活動が大量に発生し、遅延する事態

分類	消防体制の強化
脆弱性評価	災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○消防力の強化 1-1再掲 ○消防庁舎等施設の整備 1-1再掲 ○消防施設・消防車両の更新整備 1-1再掲 ○消防水利の確保 1-1再掲 ○消防通信施設の整備 1-1再掲 ○消防団の強化 1-1再掲 ○広域応援体制の充実強化 1-1再掲

リスクシナリオ 2-2

医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

分類	災害時医療体制の確保
脆弱性評価	災害時には多数の負傷者の発生が予想されるため、災害時医療に必要な資機材の整備、地域医療体制及び救命救急医療体制を強化する必要がある。また、市民相互による応急手当の実施やAEDの利用により医療需要の軽減を図る必要がある。
▼	
対応方策	○医療用資機材等の整備 災害時には地域防災拠点及び市民健康センターに救護所を設置する計画であるため、使用する医療用資機材等を整備する。 ○救急救命士の確保 救急救命士の計画的な養成、技能向上のための教育を行う。 ○AEDの配備及び応急手当技術の向上 市内公共施設及びコンビニエンスストアにAEDを配備し、有事の際の利用に備える。また、市民に対して応急手当講習会等への参加を促し、応急手当技術の向上を図る。

リスクシナリオ 2-3

ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

分類	感染症対策の強化
脆弱性評価	感染症の発生、蔓延を防止するため、平時から予防接種等により市民の健康管理を促進するほか、避難所等においては感染症対策の備蓄品を整備する必要がある。また、災害時においても清浄な水を安定して供給できるよう水道施設を強化する必要がある。
▼	
対応方策	○感染症予防対策の推進 各種予防接種の普及啓発を行い、接種率の向上に努める。 ○感染症対策の備蓄品の整備 避難所等における感染症対策の備蓄品を整備する。 ○水道施設の強化 災害時においても清浄な水を安定して供給できるよう管路、基幹水道構造物等の耐震化、管網整備等を行う。

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

リスクシナリオ 3-1

旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態

分類	交通事業者との連携強化
脆弱性評価	旅客及び物資の輸送が停滞しないよう、交通事業者に対し事前対策の徹底及び発災後の早期復旧について働きかける必要がある。
▼	
対応方策	○交通事業者への働きかけ 1-3再掲

リスクシナリオ 3-2

情報通信が輻輳・途絶したり、情報の正確性が低下する事態

分類	情報通信体制の強化
脆弱性評価	災害時において迅速かつ的確に情報収集及び伝達ができるよう、効果的な体制を確立する必要がある。また、災害時に市民が正確な情報を得ることができるよう、多様な媒体による情報伝達手段を確保する必要がある。
▼	
対応方策	○公共施設間の連絡手段の確保 災害時に公共施設間で連絡が取れるよう、移動系防災行政無線及び携帯電話等を活用する。 ○公共施設における通信環境の確保 避難所等において情報収集ができるよう、公共施設において公衆無線LANを整備する。 ○消防通信施設の整備 1-1再掲 ○市民等への情報伝達体制の強化 1-2再掲

目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 4-1

被災等により、治安が悪化する事態

分類	総合的な防犯対策の推進
脆弱性評価	災害等の混乱に乗じた犯罪を防止するため、平時から市民の防犯意識を醸成するとともに、犯罪を抑止するための防犯体制を整備する必要がある。また、侵入等の犯罪を防止するため、空き家の所有者に対し適正管理を促す必要がある。
▼	
対応方策	○自主防犯パトロールの推進及び防犯灯の管理 平時から市民の防犯意識を醸成するため、自主防犯パトロール活動を促進する。また、夜間における安全確保及び犯罪防止のため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。 ○空き家対策の促進 1-1再掲

リスクシナリオ 4-2

行政機能が低下する中で応急対応行政需要に適切に対応できない事態

分類	応急対応に必要な非常用電源の確保
脆弱性評価	災害発生時には、市役所に災害対策本部を、地域防災拠点に現地災害対策本部を設置することとしており、円滑に災害対応業務を行うために非常用電源の整備を行う必要がある。
▼	
対応方策	○公共施設等における非常用電源の確保 災害時に使用する公共施設において、円滑に災害対応業務を行うため、非常用電源の整備を行う。 ○消防施設の更新整備 大規模災害時に消防力の低下を招かぬよう、自家用発電設備の設置を行う。

分類	業務継続に必要な体制の強化
脆弱性評価	災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な訓練や研修を実施するとともに、職員行動・業務継続計画を適宜見直す必要がある。
▼	
対応方策	○職員を対象とした訓練及び研修等の実施 1-1再掲 ○職員行動・業務継続計画の更新 1-1再掲

分類	平常時からの連携関係の確立
脆弱性評価	職員の被災等により災害対応に係る人員を確保できず、応急対応に遅れが生じることを防止するため、他自治体や協定締結団体等からの応援の受入れ体制等を強化する必要がある。
▼	
対応方策	○関係機関との連携強化 平時から他自治体や協定締結団体等との連携を図り、連絡体制や応援の受入れ体制等の強化を行う。

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

リスクシナリオ 5-1

食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

分類	物資供給体制の強化
脆弱性評価	災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するほか、市単独で十分に物資を供給できない場合を想定し、協定等による支援を受けるための連携を強化する必要がある。また、断水を想定し、市民が安定して水を利用できるよう、水の供給体制を強化する必要がある。
▼	
対応方策	○食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄の拡充 物流が停滞した場合に備え、市において食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。また、市民に対しても家庭内での備蓄について啓発を行う。 ○給水体制の整備 断水した場合にも市民が安定して水を利用できるよう給水車の派遣等の体制を整備する。 ○協定による物的支援の受入れ 市単独で十分に物資を供給できない場合にも市民に物資を供給できるよう、協定等による支援を受けるため、関係機関との連携を強化する。

リスクシナリオ 5-2

電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

分類	応急対応に必要な非常用電源等の確保
脆弱性評価	災害発生時には、市役所に災害対策本部を、地域防災拠点に現地災害対策本部を設置することとしており、円滑に災害対応業務を行うために非常用電源の整備を行う必要がある。
▼	
対応方策	○公共施設等における非常用電源の確保 4-2再掲 ○消防施設の更新整備 4-2再掲

分類	電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化
脆弱性評価	停電においても公共施設において災害対応業務や避難所運営等を円滑に行えるよう、発電機やカセットガス等を備蓄する必要がある。また、一般家庭においても電力を自給できるよう住宅用省エネルギー機器の設置を促進する。
▼	
対応方策	○発電機等の備蓄 公共施設においても発電機やカセットガスを備蓄する。 ○再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 一般家庭において電力を自給できるよう、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電池等の設置家庭に補助を行い、設置を促進する必要がある。

リスクシナリオ 5-3

上下水道機能の停止が長期化する事態

分類	上下水道機能の維持及び強化
脆弱性評価	市民が安定して上下水道を利用できるよう、上下水道施設の機能維持及び強化を行う必要がある。
▼	
対応方策	○水道施設の強化 2-3再掲 ○下水道施設の機能維持及び強化 1-2再掲

リスクシナリオ 5-4

ライフラインの停止や感染症等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

分類	避難所等の衛生環境と生活の質の向上
脆弱性評価	避難所や多数の方が利用する施設における生活環境の悪化を防止するため、施設の機能向上やマニュアル等の整備を図ることにより適切な運営を行う必要がある。また、避難所におけるペットの飼養について対策を行う必要がある。
▼	
対応方策	○感染症対策の備蓄品の整備 2-3再掲 ○避難所の機能向上 避難所生活の質を向上させるため、空調（冷暖房設備等）、照明、トイレ、スロープ等を整備する。 ○社会福祉施設の機能向上 要配慮者が利用する社会福祉施設の耐震改修、大規模修繕、非常用自家発電・給水設備の整備及び水害対策に伴う改修等に対し補助を行い、施設の安全性や機能の向上を図る。 ○避難所運営マニュアルの更新 避難所生活の質を向上させ、効率的に運営するため、避難所運営マニュアルを整備する。 ○ペット同行避難対策の推進 ペットの同行避難に係るルール等について飼い主に周知啓発を図るとともに、適切に受入が行えるよう、受入に必要な資機材等を備蓄する。

目標6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する

リスクシナリオ 6-1

農業・産業の生産力が大幅に低下し、経済活動が停滞する事態

分類	平常時からの農業生産の確保及び産業の創出
脆弱性評価	災害により農業生産や産業が停止することを防止するため、平時から農業者や事業者への支援を行う必要がある。
▼	
対応方策	○農業者への経営安定対策等の支援 平時から収入保険（農業共済組合）の加入促進を行うほか、経営所得安定対策や強い農業・担い手づくり総合支援交付金の支給等による支援を行う。 また、被災時には見舞金等による支援を行う。 ○ほ場整備事業 埼玉型ほ場整備事業、農地耕作条件改善事業等を活用し、農業基盤を強化する。 ○かんがい排水事業 大雨時の排水対策として、かんがい施設の整備や水路の管理等を行う。 ○新規就農者等の確保 平時からの耕作放棄地を抑制するため、担い手の育成や新規就農者等の確保に努める。 ○中小企業への支援 指定金融機関と協定を締結し、市内の中小企業を対象に事業資金を確保するための融資を行うなど、事業継続のための支援を行う。また、商工会をはじめとした産業支援機関との連携を図りながら市内中小企業に業務継続計画（BCP）の策定を促進する。 ○新規創業者への支援 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画による支援を受け、市内の空き店舗等を活用して創業する者に対し、賃借料等の一部を助成する。

目標7 二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1

消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

分類	消防体制の強化
脆弱性評価	災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を推進する必要がある。
▼	
対応方策	○消防力の強化 1-1再掲 ○消防庁舎等施設の整備 1-1再掲 ○自家用発電設備の整備 1-1再掲 ○消防車両等の更新整備 1-1再掲 ○消防水利の確保 1-1再掲 ○消防通信施設の整備 1-1再掲 ○消防団の強化 1-1再掲 ○広域応援体制の充実強化 1-1再掲

分類	避難行動の支援
脆弱性評価	災害時に自力で避難することが困難な市民の安全を確保するため、避難・誘導体制の強化を促進する必要がある。
▼	
対応方策	○避難行動要支援者等への対応 1-1再掲 ○学校の災害対応力の向上 1-1再掲

分類	都市整備の推進
脆弱性評価	地震による家屋の倒壊や火災による大規模延焼を防止するため、適切な市街地整備の推進や空き家の管理の促進等を行う必要がある。
▼	
対応方策	○防火地域及び準防火地域の指定 1-1再掲 ○市街地整備の推進 1-1再掲 ○公園等の整備 1-1再掲 ○道路ネットワークの整備及びルートの多重化 1-1再掲 ○道路施設の安全性向上 1-1再掲 ○空き家対策の促進 1-1再掲

リスクシナリオ 7-2

洪水抑制機能が大幅に低下する事態

分類	治水・土砂災害対策の推進
脆弱性評価	ハード面について、浸水等による被害を抑制するため、市内の河川及び排水施設等の整備を推進するとともに、下水道施設についても機能維持に係る整備を図る必要がある。また、浸水被害を軽減する排水ポンプ車、水のう等を適切に運用する必要がある。ソフト面については、水害ハザードマップの啓発を図るとともに、安全な避難体制の確保を図る必要がある。
▼	
対応方策	○河川整備の推進(国・県管理河川) 1-2再掲 ○河川整備の推進(市管理河川) 1-2再掲 ○下水道施設の機能維持及び強化 1-2再掲

リスクシナリオ 7-3

危険物・有害物質等が流出する事態

分類	有害物質等の流出対策の実施
脆弱性評価	災害等により有害物質が河川等に流出した場合に備え、水質汚染の拡大を防止する体制を強化する必要がある。
▼	
対応方策	○有害物質の流出による水質汚染防止 県のマニュアルに基づき対応を行い、関係機関との連携の下、水質汚染の拡大防止を図る。

目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

分類	災害廃棄物等の適正処理
脆弱性評価	大規模災害時には災害廃棄物等が大量に発生することが予想されるため、これらの処理が停滞しないよう対策を行う必要がある。
▼	
対応方策	○災害廃棄物等の処理 災害廃棄物等を迅速に受け入れることができるよう、災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。また、西清掃センター、東清掃センター及びサツキクリーンセンターの浸水対策等を行うとともに、被害を受けた際の復旧体制を整備する。

リスクシナリオ 8-2

市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

分類	都市整備の推進
脆弱性評価	災害発生後に迅速に復旧・復興が行えるよう、道路等の基盤インフラについて対災害性を考慮した整備を行う必要がある。
▼	
対応方策	○道路ネットワークの整備及びルートの多重化 1-1再掲 ○道路施設の安全性向上 1-1再掲

リスクシナリオ 8-3

土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

分類	計画的な土地利用と地籍調査の推進
脆弱性評価	災害により境界が消失することで、土地に関する情報が不足し復旧復興が遅れる事態を防止するために、計画的な土地利用と地籍調査等を実施する必要がある。
▼	
対応方策	○地籍調査による正確な土地情報の把握 地籍調査を実施することで未調査区域の境界及び地籍を明確化する。

リスクシナリオ 8-4

耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

分類	農業生産基盤等の整備
脆弱性評価	災害により耕作放棄地等が増加する事態を防止するため、ほ場整備等により農業基盤を総合的に整備し、経営の安定化を図り、新規就農者等の確保も行う必要がある。
▼	
対応方策	○ほ場整備事業 6-1再掲 ○かんがい排水事業 6-1再掲 ○新規就農者等の確保 6-1再掲

リスクシナリオ 8-5

広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

分類	治水・土砂災害対策の推進
脆弱性評価	ハード面について、浸水等による被害を抑制するため、市内の河川及び排水施設等の整備を推進するとともに、下水道施設についても機能維持に係る整備を図る必要がある。また、浸水被害を軽減する排水ポンプ車、水のう等を適切に運用する必要がある。 ソフト面については、水害ハザードマップの啓発を図るとともに、安全な避難体制の確保を図る必要がある。
▼	
対応方策	○河川整備の推進(国・県管理河川) 1-2再掲 ○河川整備の推進(市管理河川) 1-2再掲 ○下水道施設の機能維持及び強化 1-2再掲

分類	貴重な文化財や環境資産の保護
脆弱性評価	貴重な文化財や環境的資産が消失することにより、地域コミュニティが衰退し復旧・復興の障害となることを防止する必要がある。
▼	
対応方策	○指定文化財保護事業 指定文化財を継承していくため、指定文化財を保存管理、継承する団体等に対し、補助金交付等の支援を実施するほか、文化財に係る修繕等への補助を行う。 ○歴史民俗資料館改修事業 歴史民俗資料館の耐震化及び老朽化対策を実施し、長寿命化を図る。 ○緑の保全・創造事業 一定面積以上の樹林に対して保存樹木の指定を行うほか、樹木、緑地、花壇等の管理等を行う団体に対し支援を行う。

分類	地域コミュニティの活性化
脆弱性評価	災害により地域コミュニティが崩壊し、地域文化が衰退することを防止するため、平時から自治会加入の促進や自治会活動への支援等を行う必要がある。
▼	
対応方策	○地区集会所等整備支援事業 地域コミュニティ活動の拠点となる集会所の新築・修繕に対して補助を行うほか、助成事業等を活用し、区・自治会の備品の整備に対し助成を行う。

目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

リスクシナリオ 9-1

大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

分類	平常時からの連携関係の確立
脆弱性評価	災害により鉄道が停止した場合、駅に大量の帰宅困難者が発生することを想定し、鉄道事業者等との連携や帰宅困難者の収容や配布物資等について体制を整備する必要がある。
▼	
対応方策	○一時滞在施設の確保 駅付近の事業所と協定等を締結することにより、帰宅困難者の一時滞在施設を確保する。

分類	市民への情報伝達手段の確保
脆弱性評価	鉄道停止による混乱を最小限に抑えるため、市からの情報を正確かつ迅速に伝達する必要がある。
▼	
対応方策	○市民等への情報伝達体制の強化 1-2再掲 ○駅文字表示器による情報伝達 坂戸駅改札前に設置している防災行政無線電波を活用した文字表示器を活用し、情報を正確かつ迅速に発信できるよう、機器の機能確保を図る。

6. 分野別の対応方策

脆弱性評価に基づき、リスクに対する分野別の対応方策を以下のとおり整理する。

なお、各対応方策に関連する事業については資料編に掲載するものとする。

施策分野		対応方策
個別的 施策分野	1 行政機能	(1)業務継続に必要な体制の強化 (2)防災機能の強化 (3)消防体制の強化 (4)関係機関との連携強化 (5)地域防災力の向上
	2 住宅・都市	(1)災害に強い都市整備 (2)建築物の耐震化
	3 保健医療	(1)災害医療体制の強化 (2)感染症の発生・蔓延防止
	4 福祉	(1)福祉施設等の耐災害性強化 (2)要配慮者等の避難支援
	5 環境・エネルギー	(1)再生可能エネルギーシステムの整備 (2)災害廃棄物等の適正処理 (3)有害物質等対策の推進
	6 情報通信	(1)住民等への情報伝達手段の充実 (2)情報通信体制の強化
	7 産業・農業	(1)農業生産基盤の強化 (2)事業者への支援
	8 道路・交通	(1)道路・橋りょう等の整備 (2)道路啓開体制の強化 (3)交通事業者との連携
	9 市域保全	(1)河川等の整備
	10 ライフライン	(1)上下水道施設の耐災害性強化
	11 教育	(1)学校における災害対応能力の向上 (2)文化財等の保護
横断的 施策分野	12 地域コミュニティ	(1)地域コミュニティの活性化
	13 老朽化対策	(1)公共施設等マネジメントの推進

分野別の対応方策における具体的な取組は以下のとおりである。
なお、各項目における【 】内の数字は該当するリスクシナリオの番号である。

1 行政機能

(1) 業務継続に必要な体制の強化

- ①職員行動・業務継続計画を実態に合わせて更新する。
【1-1】【1-4】【4-2】
- ②防災に関する研修や訓練等を実施し、職員の災害対応能力を向上させる。
【1-1】【1-4】【4-2】

(2) 防災機能の整備

- ①公共施設をはじめとした防災上重要な建築物の耐震性や防災機能を強化する。
【1-1】【4-2】【5-4】
- ②災害用備蓄倉庫及び災害用備蓄品を整備する。
【5-1】

(3) 消防体制の強化

- ①消防職団員を育成するとともに、消防団員の入団を促進する。
【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【2-1】【7-1】
- ②消防施設の耐震性や防災機能を強化する。
【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【2-1】【7-1】
- ③広域応援体制を充実させる。
【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【2-1】【7-1】

(4) 関係機関との連携強化

- ①必要な分野において新規の協定を締結する。
【4-2】
- ②関係機関等から円滑に支援を受けられる体制を強化する。
【4-2】

(5) 地域防災・防犯力の向上

- ①市民に対して自助・共助に関する普及啓発を図る。
【1-1】【1-2】
- ②自主防災組織の育成及び活動に対する支援を行う。
【1-1】【1-2】
- ③自主防犯パトロールの促進や防犯灯の設置及び維持管理を行う。
【4-1】

2 住宅・都市

(1) 災害に強い都市整備

- ①土地区画整理事業等により秩序ある市街地形成を推進する。
【1-1】【7-1】
- ②公園をはじめとしたオープンスペースを確保する。
【1-1】【7-1】
- ③地籍調査を推進する。
【8-3】
- ④大規模盛土造成地の調査を行い、必要に応じ滑動崩落防止工事を行う。
【1-1】
- ⑤市の指定方針に基づき、防火地域及び準防火地域の指定を行う。
【1-1】【7-1】

(2) 建築物の耐震化及び管理

- ①既存住宅の耐震化を促進する。
【1-1】
- ②倒壊危険物対策を推進する。
【1-1】
- ③空き家の適正管理を促進する。
【4-1】

3 保健医療

(1) 災害医療体制の強化

- ①医療用資機材等の備蓄を整備する。
【2-2】
- ②公共施設やコンビニにAEDを配備する。
【2-2】
- ③応急手当講習会等の実施により市民の応急手当技術を向上させる。
【2-2】
- ④救急救命士を計画的に養成するとともに、技能向上のための教育を行う。
【2-2】

(2) 感染症の発生・蔓延防止

- ①予防接種の普及啓発を行い、接種率を向上させる。
【2-3】
- ②感染症対策用備蓄品を整備する。
【2-3】【5-4】

4 福祉

(1)福祉施設等の機能強化

- ①福祉施設等の耐震性や防災機能を強化する。

【5-4】

(2)要配慮者等の避難支援

- ①要配慮者が適切に避難できるよう、避難・誘導體制の強化を促進する。

【1-1】【1-2】【7-1】

- ②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施を促進する。

【1-2】

5 環境・エネルギー

(1)再生可能エネルギーシステムの整備

- ①市民に対し太陽光発電システムの導入を支援する。

【5-2】

(2)災害廃棄物等の適正処理

- ①災害廃棄物処理の処理体制を強化する。

【8-1】

- ②廃棄物処理場の耐災害性を強化する。

【8-1】

(3)有害物質等対策の推進

- ①有害物質等による汚染拡大を防止できる体制を強化する。

【7-3】

6 情報通信

(1) 住民等への情報伝達手段の充実

- ① 住民に対し多様な媒体で情報を発信する。
【1-2】【3-2】【9-1】
- ② 情報を発信する設備及びシステムの機能確保を図る。
【1-2】【3-2】【9-1】

(2) 情報通信体制の強化

- ① 公共施設間の連絡体制を強化する。
【3-2】
- ② 公共施設への公衆無線LAN設備を整備する。
【3-2】
- ③ 指令業務の効率化を図るため、消防指令センターを共同運用する。
【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【2-1】【3-2】【7-1】

7 産業・農業

(1) 農業生産基盤の強化

- ① ほ場整備を推進する。
【6-1】【8-4】
- ② かんがい施設の整備や水路の管理等を行う。
【6-1】【8-4】
- ③ 新規就農者を確保する。
【6-1】【8-4】
- ④ 農業者への経営安定対策を推進する。
【6-1】【8-4】

(2) 企業への支援

- ① 市内中小企業に対し事業継続のための支援を行う。
【6-1】
- ② 新規創業者に対し支援を行う。
【6-1】

8 道路・交通

(1) 道路・橋梁等の整備

①災害時の避難路や輸送路を想定して道路を整備する。

【1-1】【1-4】【7-1】【8-2】

②橋梁の耐震補強や道路の計画的な修繕を行う。

【1-1】【1-4】【7-1】【8-2】

(2) 道路啓開体制の強化

①道路の寸断を想定し道路啓開体制を強化する。

【1-1】【1-4】【7-1】【8-2】

(3) 交通事業者との連携

①交通事業者に対し事前対策及び発災後の早期復旧について働きかける。

【1-3】【3-1】

9 市域保全

(1) 河川等の整備

①国及び県管理河川の整備等に対し関係機関と連携・協力する。

【1-2】【7-2】【8-5】

②市管理河川である谷治川の河川改修等を行う。

【1-2】【7-2】【8-5】

③排水機場等の下水道施設の機能の維持及び強化を行う。

【1-2】【7-2】【8-5】

④土砂災害に関する啓発を行うとともに、災害時の連絡体制を強化する。

【1-2】

10 ライフライン

(1) 上下水道施設の耐災害性強化

①市民に清浄な水を供給できるよう、水道施設を強化する。

【2-3】【5-1】【5-3】

②地域の衛生環境を維持できるよう、下水道施設を強化する。

【1-2】【5-3】

11 教育

(1) 学校における災害対応能力の向上

- ① 危機管理マニュアルを整備するとともに、防災教育等を行う。

【1-1】【1-2】【7-1】

(2) 文化財等の保護

- ① 指定文化財の保管及び継承等を支援する。

【8-6】

- ② 保存樹木の指定を行うほか、花壇等の管理等を支援する。

【8-6】

12 地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの活性化

- ① 地域の活動拠点となる集会所の整備を支援する。

【8-6】

13 老朽化対策

(1) 公共施設等マネジメントの推進

- ① 坂戸市公共施設等マネジメント計画等に基づき、施設の更新等を行う。

【1-1】

第4章 計画の推進と進行管理

1. 推進体制

本計画は、本市各部局、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民及び民間企業等の多様な主体と連携を図り、情報及び取組等を共有しながら、効果的かつ効率的に推進を図るものである。

2. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業等は、進捗状況を把握し、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的に改善を図るものである。

また、本市を取り巻く状況や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

坂戸市国土強靱化地域計画

発行・編集 坂戸市 総務部 防災安全課